

米に関するマンスリーレポート（北陸版）

（令和7年2月号）

水田政策の見直しの方向性について

2月5日の食料・農業・農村政策審議会企画部会において、食料・農業・農村基本計画（以下、「基本計画」という。）の策定に向けた検討が行われ、基本計画骨子（案）として水田政策の見直しの方向性が示されました。

骨子（案）については、以下のリンクから農林水産省ホームページをご確認ください。

<https://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/kikaku/bukai/attach/pdf/250205-5.pdf>

水田政策の見直し

水田政策を、以下の方向で令和9年度から根本的に見直す検討を本格的に開始。

- ・水田を対象として支援する水活を、以下のとおり、作物ごとの生産性向上等への支援へと転換。
このため、令和9年度以降、「5年水張りの要件」は求めない。
〔※現行水活の令和7年・8年の対応として、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくても交付対象とする。〕
- ・米については、国内外の需要拡大策、大区画化、スマート技術の活用、品種改良等の生産性向上策等を強力に推進。輸出を含めた米需要拡大を目指し、新市場開拓用米、米粉用米等を支援。
- ・国産飼料の生産性向上を図るため、飼料用米中心の生産体系を見直し、青刈りとうもろこし等の生産振興を図る。
- ・麦、大豆、飼料作物については、食料自給力向上の費用対効果を踏まえて、水田、畑に関わらず、生産性向上に取り組む者の支援へ見直すべく検討。
- ・有機や減農薬・減肥料等について支援（主食用米も対象）。
- ・農業者が急減する中で、地域計画の実現に向け、担い手が生産性の向上を伴いながらより多くの離農農地の引き受けを進めていけるよう、農地の集約化等への支援制度について、既存制度を見直し、強化。
- ・産地交付金について、現場の実態を調査・検証した上で、水田・畑に関わらず、中山間地域等の条件不利地域も含め、地域の事情に応じた産地形成が促進される仕組みとする見直しを検討。
- ・中山間地域等直接支払について、条件不利の実態に配慮し、支援を拡大。多面的機能支払について、活動組織の体制を強化。
- ・予算は、現行の水活の見直しや見直しに伴う既存施策の再編により得られた財源を活用。
このように、構造転換に必要な予算をしっかりと確保していく。

サロン開催のお知らせ 米粉サロン：<https://www.maff.go.jp/hokuriku/news/press/seisan/250221.html>

米粉用米の需要に応じた生産に向けて北陸米粉サロンが開催されます！

米粉の生産者、需要者等の各方面から現状を紹介いただき、米粉用米の生産拡大に向けて意見交換を行います。米粉に関心のある方はぜひご参加ください。

開催日時 令和7年3月14日（金）
13:30～15:30

開催方法 オンライン開催
（Microsoft Teams）

参加費
無料

参加申込方法
下記のURL又は二次元コードから申込フォームにアクセスしお申し込みください。

申込締切：令和7年3月12日（水）17:00
<https://www.contactus.maff.go.jp/j/hokuriku/form/seisan/250314.html>



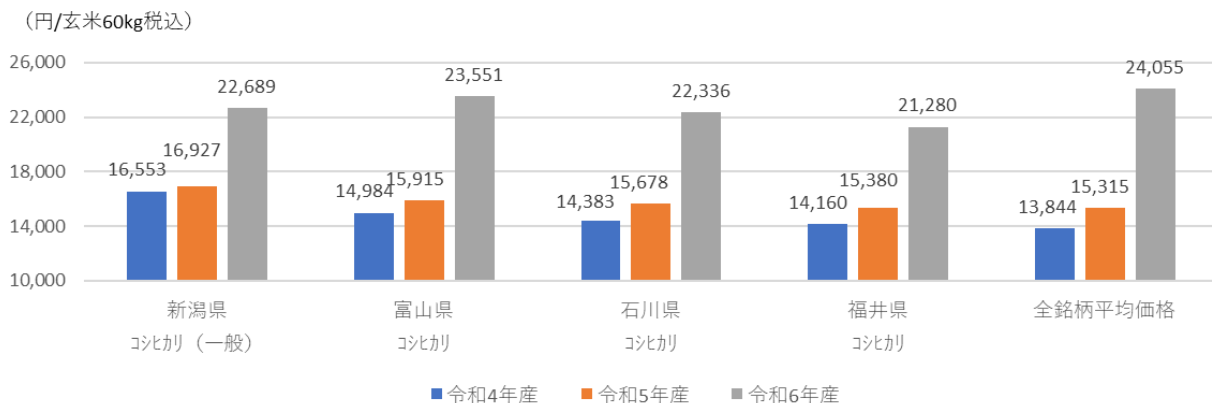
令和6年能登半島地震及び9月20日から的大雨に関する情報

営農再開に向けた現地相談窓口においては、引き続きご相談を受け付け対応しております。支援や相談窓口の詳細は[こちら](#)（🔗 クリック）、または右記二次元コードからご覧ください。



1 米の相対取引価格

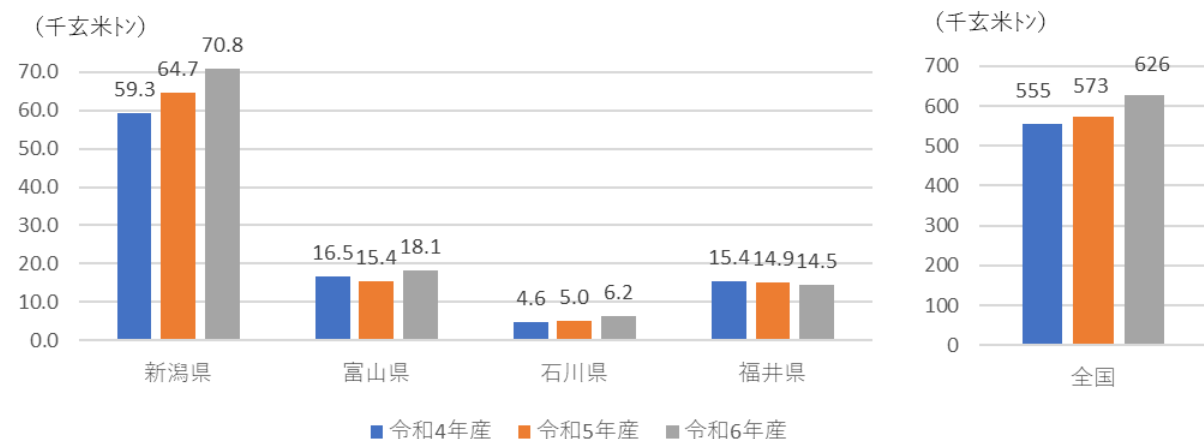
令和4年産及び、令和5年産は出回りから翌年10月まで、
令和6年産は出回りから令和7年1月までの平均価格



資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

- 注：1 報告対象業者は、全農、道県経済連、県単一農協、道県出荷団体（年間の玄米仕入数量が5,000トン以上）、出荷業者（年間の直接販売数量が5,000トン以上）である。
2 価格は、出荷業者と卸売業者等との間で数量と価格が決定された主食用の相対取引契約の価格（運賃、包装代、消費税を含む1等米の価格）を加重平均したものである。
3 価格に含む消費税は、軽減税率の対象である米穀の品代等は8%、運賃等は10%で算定している。
4 加重平均に際しては、新潟は受渡地を東日本としているものを、富山、石川、福井は受渡地を西日本としているものを対象としている。
5 相対取引価格は、個々の契約内容に応じて設定される大口割引等の割引などが適用された価格であり、実際の取引状況に応じて価格調整（等級及び付加価値等（栽培方法等））が行われることがある。
また、算定に当たっては、契約価格に運賃を含めない産地在姿の取引分も対象としている。
6 報告対象産地品種銘柄ごとの年産平均価格は、当該報告対象産地品種銘柄の出回りから当該月までの相対取引数量ウエイトで加重平均により算定している（5年産は速報値）
7 全銘柄平均価格、報告対象産地品種銘柄ごとの前年度検査数量ウエイトで加重平均により算定している

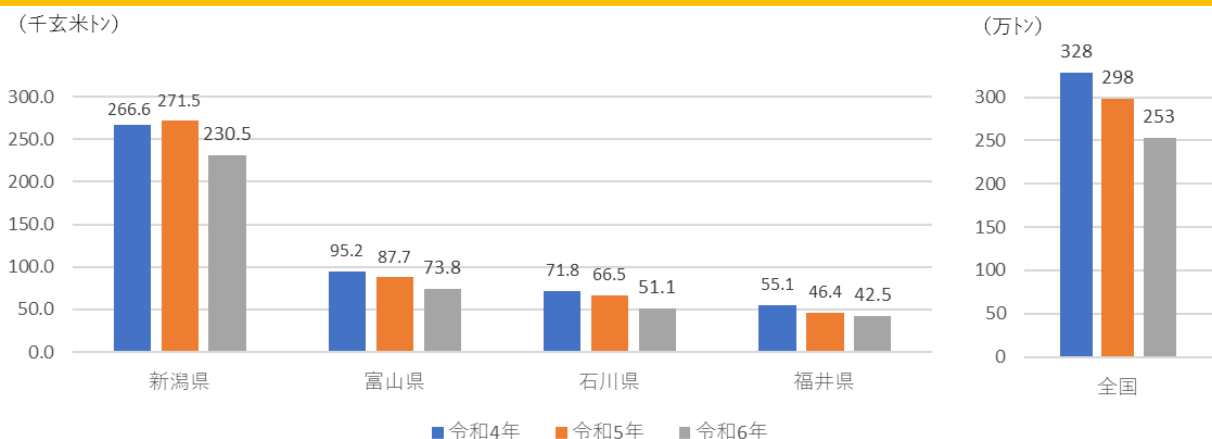
2 米の産地別販売状況（12月末現在）



資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

- 注：1 報告対象業者は、全農、道県経済連、県単一農協、道県出荷団体（年間の玄米仕入数量が5,000トン以上）、出荷業者（年間の直接販売数量が5,000トン以上）である。
2 報告対象米穀は、水稲うるちもみ及び水稲うるち玄米（醸造用玄米を含む。）である。
3 販売数量は、集荷数量のうち契約のあと実際に卸売業者等に引き取られた数量である。

3 産地別民間在庫の推移（12月末現在）



資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

- 注：1 水稲うるちもみ及び水稲うるち玄米（醸造用玄米を含む。）の月末在庫量（玄米換算）の値である。
2 報告対象業者は、全農、道県経済連、県単一農協、道県出荷団体（年間の玄米仕入数量が5,000トン以上）、出荷業者（年間の玄米仕入量が500トン以上）、米穀の販売の事業を行う者（年間の玄米仕入量が4,000トン以上）である。



←もっと詳細な情報をご覧になりたい方は農林水産省HPへ

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/keikaku/soukatu/mr.html>

もっと北陸の情報をご覧になりたい方は北陸農政局HPへ→

<https://www.maff.go.jp/hokuriku/>

農林水産省 北陸農政局

